

つること。

六、女子に付ては其の特性と民族力強化の必要を勘案し強力且積極的なる動員を行ふこととし、高等女學校及之に準ずる學校卒業者に付ては卒業後一定期間勧奨に依り適當なる職場に就業せしむる如く指導すること。

ること。

七、南方地域に於ける要員は概ね指導者及特殊技能者とし其の必要なる限度に止むることとし、外地滿支に對しては其の必要なる要員の供出を圖ること。

八、勞務の充足、勤労力の高度發揮の阻害原因を除く爲勤労者用物資を確保し收容施設の整備及通勤輸送の確保を圖ること。

要するに本年度國民動員實施計畫は戰爭の現段階に處する戰力増強の國家要請に應する要員充足を主眼として設定したのであつて、政府としては義に決定せる生産増強勤勞緊急對策及本計畫設定の方針に基き益、國民各務位に行政的措置を講ずる所存であるが、國民各務位に於ても戰力増強の鍵は窮屈に於て「人」に在り國民勤勞の全能發揮に在ることの自覺に徹し、挺身奉公の決意を以て戰爭完勝に邁進せられたいのである。特に工場事業場に於ては勤労管理の刷新と勞務者の資質向上を圖り生産能率に増進に一段の創意と工夫を凝して戰時生産の飛躍的増強に努められんことを切望する次第である。

## 昭和十八年度生活必需物資動員計畫 の閣議決定

昭和十八年五月十一日の閣議は昭和十八年度の國家

資金計畫とともに、生活必需物資動員計畫を決定し、國家計畫策定の重要な一環をなす國民生活の確保に萬全の方策を樹立するに到つたが、右内容に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

### 昭和十八年度生活必需物資動員計 畫について（昭和十八年五月十一日）

企畫院總裁談

昭和十八年度生活必需物資動員計畫は茲にその設定を了し本日の閣議において決定を見た。本年度計畫は大東亞戰爭完遂のため益、強靭なる國民生活の基底を確保する方針で策定したのであるが、前年度計畫の實施經過並に本年度の情勢に鑑み今次計畫において特に考慮を加へた主な點は次の通りである。

一、主要食料品、主要家庭燃料品及び織維製品はそ

の性質並に需給の趨向に鑑みそれぞれこれが需給につき力めて計畫の綜合化を圖つたこと。

二、生活必需物資の中工場製品は力めて製品の需給計畫を作成せること。

三、生活必需物資の需給の特質に鑑みこれが計畫は力めて集荷配給の統制的把本に重點を置き以て需給の的確を期せること。

四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれ

が整正を圖りその機能の適正を期すること。

五、生活必需物資の供給を確保するため資材勞力お

よび原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じて產業の整備に努むること。

六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。

七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。

八、國民衣生活の簡素化を圖ること。

等である。以上本年度生活必需物資動員計畫は昨年度に比し一層これが的確を期したのであるが、本計畫實施に當つて政府は綜合的な主要食糧の現行配給基準量はあくまで之を確保せんとする所存である。從つて東亜全域を通ずる本年度米事情に鑑み精麥、諸類、乾糧とし、その結果之等米以外の配給量を相當増加する

こと致したのである。この事は主要食糧の自給力強化と直接戰力の増強上必然的現象であつて、政府はこの現象に對處して事態の伸展に伴ふ各種の事情を考察し適時の適策に達算なきを期するものである。本計畫の遂行に當つては特に左の諸點に留意するものである。

- 一、主要食糧については日滿支を通ずる食糧事情を注視し、相互交流の圓滑適正を圖ること。
- 二、生活必需物資の生産の計畫化を強化し、品質及び規格の適正を期すると共に不要不急品の生産は之を壓縮すること。
- 三、米穀その他主要食糧の供出計畫は銳意これが完遂を期すること。なほ主要食糧綜合需給計畫は輸送、資材、労力及び配給等につき、これが實施上特段の考慮を拂ひ以てその圓滑なる遂行を期すること。
- 四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれ
- 五、生活必需物資の供給を確保するため資材労力および原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じて產業の整備に努むること。
- 六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。
- 七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。
- 八、國民衣生活の簡素化を圖ること。

在るといつて過言でない。

宜しく國民各位は勝利の光明を目指して如何なる試煉をもこれに打克つ強轉なる職時生活を營まれて、國民一人の又一家庭の日常生活の上に勝利の基礎を強靭ならしむることに努められたいのである。

### 國民徵用令其他勞務關係總動員法六

#### 勅令改正案要綱の決定

決戦下戰力増強の大目的達成を主眼とする勞務關係總動員法六勅令の改正案要綱は、昭和十八年五月二十四日第二十五回總動員審議會に對する諸問の結果政府原案通り正式決定をみ、その内容は同日情報局より左の如く發表せられた。

#### 國民徵用令中改正に關する勅令案

##### 要綱

第一 第一條及第十七條の規定を左の趣旨に依り整備すること。

#### 國民徵用令中改正に關する勅令案

##### 要綱

總動員業務に從事せしむる必要ある場合に之を行ふものとすると共に被徵用者の服務に關する規定を設け以て徵用勤務の國家性を明確にすること。

第二 地方長官徵用命令の通達を受けたときは直に徵用令書を發するの順序を改め特別の場合の外豫め徵用せらるべき者に對し徵用の適否その他の決定に必要な検査又は調査の爲出頭を命じ然る後徵用令書を發する的方式と爲す爲第七條第三項、第九條及第十條の規定を整備すること。

第三 徵用せらるべき者の徵用の適否その他の決定に

關する事務に從事せしむるため國民徵用官(假稱)を置くこと。國民徵用官は地方廳における關係高等官を以てこれに充つること。

第四 被徵用者を使用する官衙の所管大臣または管理工場若は指定工場の事業主の請求または申請による場合の外左の趣旨により徵用變更をなし得る旨の規定を設くること。

管理工場を管理する主務大臣管理工場に使用せらるる者の徵用の變更を必要とするときは厚生大臣にこれを請求することを得ること。

厚生大臣必要ありと認むときは請求または申請なき場合と雖も被徵用者の徵用を變更することを得ること。

#### 國民勤勞報國協力令中改正に關する勅令案要綱

第一 第三條第一項中「四十年」を「五十年」に改むること。

第二 第四條中「三十日」を「六十日」に改むること。

第三 本制度は必要に應じ前各號に準じ各外地にもこれを實施すること。

#### 勞務調整令中改正に關する勅令案

##### 要綱

第一 男子從業者の從業等を制限または禁止するため左の如き規定を設くること。

厚生大臣または地方長官は業種または職種を指定して男子從業者の雇入、使用、就職および從業を制限または禁止することを得ること。

第二 従業者の雇入及就職の命令の爲左の如き一章を設くること。

一、厚生大臣又は地方長官は時局の要請に依る企業